

藤 沢 市
介護予防・日常生活支援総合事業に
関するアンケート調査

2016年（平成28年）1月15日

藤沢市 介護保険課

目次

P. 3 介護予防・日常生活支援総合事業に関するアンケート調査結果の概要

P. 7 調査結果の詳細

P.45 資料

- ・ 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業（平成28年10月移行当初）の概要（案）
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業に関するアンケート調査票

介護予防・日常生活支援総合事業に関する アンケート調査結果の概要

1 調査の目的

平成27年の介護保険制度改正に伴い、市では介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の平成28年10月開始に向け、藤沢市として地域性を活かすよう総合事業の制度設計と事業内容の検討を進めている。

そのため、市内の指定(介護予防)訪問介護事業所を対象に、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスへの事業参入の意向を確認する目的で調査を実施した。

2 調査対象等

平成27年10月1日現在、介護保険サービス事業者として指定された、市内の(介護予防)訪問介護事業所97事業所を調査対象とした。

3 調査方法

「藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業(平成28年10月移行当初)の概要(案)」と「介護予防・日常生活支援総合事業に関するアンケート調査票」を郵送配付し、郵送により調査票を回収した。

- 調査票発送日： 平成27年10月21日(水)
- 調査票回収期限： 平成27年11月20日(金)

4 回答結果

- ① 発送数： 97 事業所
- ② 回答数： 83 事業所
- ③ 回答率： 85.57%

5 調査結果の概要

(1)問1について

事業所の概要(所在地、事業者の形態、事業所の規模等)について尋ねた。

事業者の形態としては、株式会社が最も多く、次いでNPO法人となった。

また、事業所の規模については、小規模の事業所が多く、多くの事業所が少数の正社員と非常勤・パート、登録ヘルパーで運営を行っている状況であった。

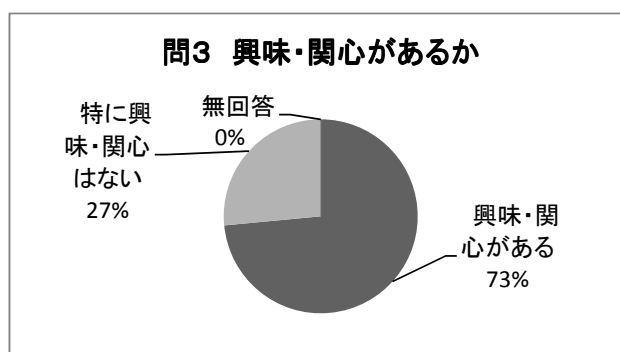
(2) 問2～問3について

高齢者の生活等を支援する事業への関心について尋ねた。

指定介護予防訪問介護を除き、市内の高齢者の介護や生活を支援するサービス等を提供する事業所は過半数を超えており、提供しているサービスについては、介護保険外の訪問介護サービスと答えた事業所が最も多く、自主事業として自費による訪問介護サービスを行っている事業所は7割弱であった。

提供しているサービス内容は移動サービスや配食サービス等多岐に渡り、市内において介護保険外でも様々なサービスが行われていることがわかった。

また、平成28年10月から開始を検討している「緩和した基準による訪問型サービスA」に興味・関心があるかどうかを尋ねたところ、7割超の事業所が興味・関心を持っているという結果になった。



(3) 問4～問7について

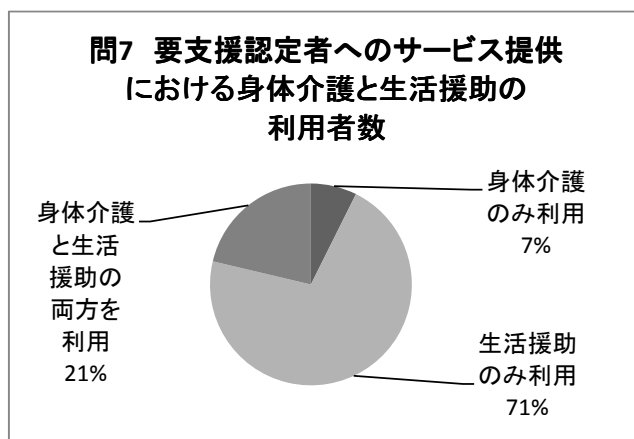
事業所の利用状況、人員配置状況等について尋ねた。

事業所における訪問介護の利用者数(実人数)については、要支援認定者の利用は訪問介護利用者数全体の4割弱であった。さらに、介護予防訪問介護を利用している要支援認定者の人数を見ると、要支援1の利用者数の方が要支援2の利用者数より多いという結果になった。

また、訪問介護事業所については、利用者数が40人またはその端数を増すごとに原則1人のサービス提供責任者を配置することになっており、訪問介護事業所の管理者は、管理業務に支障がないと認められる場合、サービス提供責任者の職務を兼ねることができるとされている。訪問介護事業所における管理者とサービス提供責任者の兼務状況については、6割を超える事業所が兼務をしていることがわかった。

続いて、現在の従業者で利用者をさらに受け入れることが可能かについて尋ねたところ、受け入れが難しいと答えた事業所は3割に満たなかった。人数としては、合計で220人程度受け入れが可能という結果になった。

要支援認定者へのサービス提供における身体介護と生活援助の利用者については、7割を超える利用者が生活援助のみを利用している状況がわかった。



(4)問8について

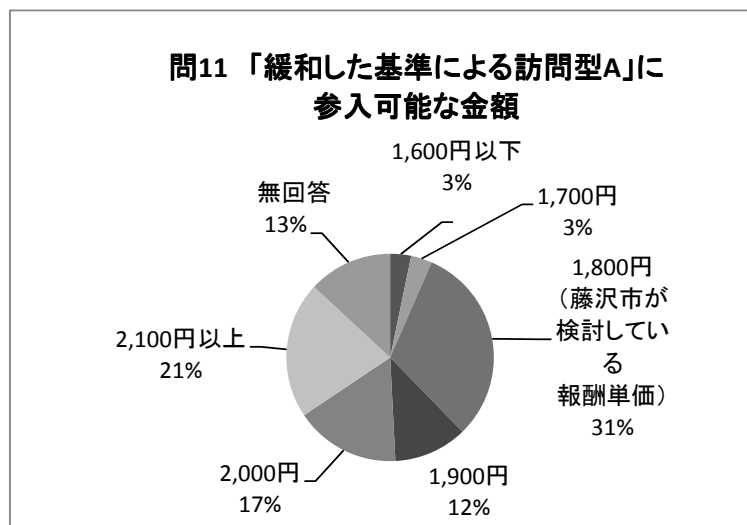
サービス提供時において、事業所で特に配慮して行っていることについて尋ねた。
提供内容によって特段の注意を払っているサービスがあると答えた事業所は6割を超えた。特段の注意を払うサービスとして一番多かったのは調理であった。注意点については、提供するサービスを問わず、「利用者の好みやこだわり、やり方をよく聞き取る」という意見が多くみられた。

(5)問9について

事業所の従業者の状況について尋ねた。
8割を超える事業所が利用者のニーズに対して介護従事者の不足を少なからず感じていることがわかった。また、「緩和した基準による訪問型サービスA」に参入することが事業の担い手拡大につながると6割の事業所が考えているという結果になった。

(6)問10～問12について

市が検討している「緩和した基準による訪問型サービスA」の報酬単価等について尋ねた。
「緩和した基準による訪問型サービスA」に何があったら参入しやすいと想定できるかについては、「想像がつかない」と答えた事業所が全体の半数を占めた。また、参入しやすくなるものとしては研修及び研修後の支援に関しての意見が多くみられた。
参入が可能な報酬単価を尋ねたところ、市の検討している「1,800円」と答えた事業所が最も多く、全体の3割となった。なお、1,800円以下で事業実施が可能な事業所は全体の4割弱という結果であった。
続いて、「緩和した基準による訪問型サービスA」の担い手に関して尋ねたが、担い手になりそうな人材については8割を超える事業所が心当たりがないと答えており、そのうちの8割の事業所が雇用契約を結ぶまでに何かしらの支援が必要と考えていることがわかった。
具体的な支援としては、研修修了者への情報提供、説明会、紹介・マッチングといった意見が多くみられた。



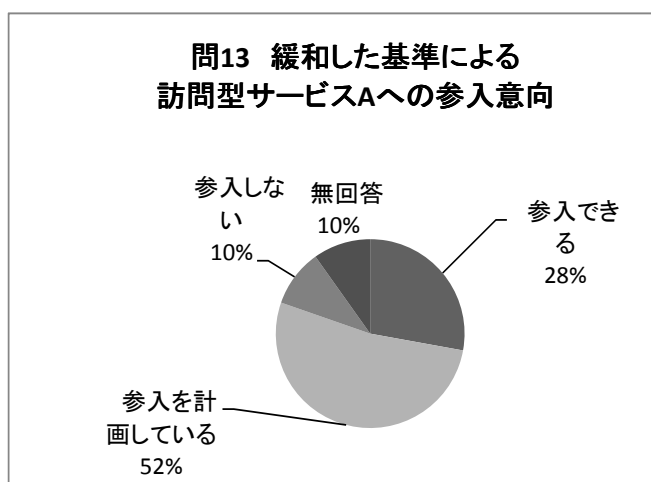
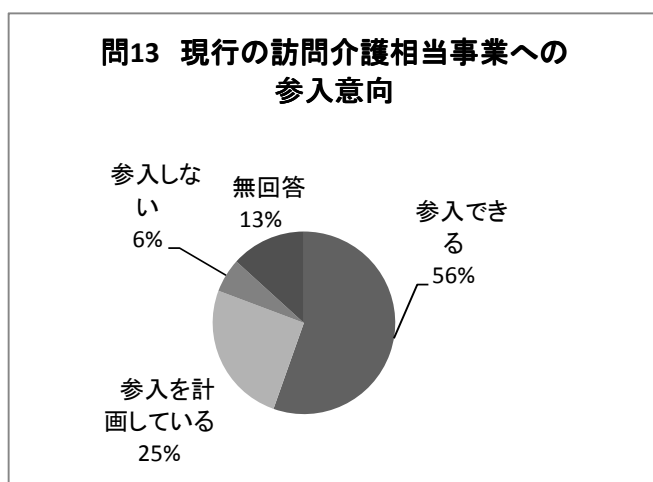
(7)問13について

「介護予防・生活支援サービス事業」への参入意向と具体的な計画について尋ねた。

「現行の訪問介護相当事業」については、「参入できる」と答えた事業所は半数を超え、参入を計画している事業所とあわせると介護予防訪問介護事業所のうち最大で8割の事業所が「現行訪問介護相当事業」に参入する可能性があることがわかった。

一方、緩和した基準による訪問型サービスAについては、「参入を計画している」と答えた事業所が最も多く、半数を超えた。「参入できる」と答えた事業所とあわせると「緩和した基準による訪問型サービスA」についても、問3で「興味・関心がある」と答えた事業所のうち最大で8割の事業所が参入する可能性があることがわかった。

なお、「緩和した基準による訪問型サービスA」に参入意向がある事業所の参入可能な金額をみると、「1,800円」と答えている事業所が3割と最も多く、次いで「2,000円」となった。また、2,000円以下で参入可能な事業所は参入意向のある事業所の7割を超えた。



<調査結果の詳細>

※各集計の合計の割合は端数処理の関係で100%にならないことがある。

問1 法人名（団体名）、所在地（市内13地区名）、連絡先等についてお教えてください。

問1 事業所の所在地として多い地区としては、鵜沼地区、続いて藤沢地区となった。
 事業者の形態としては株式会社が53.0%と最も多く、続いてNPO法人、有限会社となった。
 事業所の規模としては、全体的に正社員の割合は少なく、各事業所の従業者数をみると、「11人～20人」で運営している事業所が30.1%と最も多く、次いで、「21人～30人」、「1人～10人」の順となり、比較的小規模な事業所が多いことがわかった。
 また、各事業所の従業者数に対する正社員、非常勤・パート、登録ヘルパーの割合については、非常勤・パート、登録ヘルパーが占める割合が高く、逆に、正社員の占める割合は低くなっており、少数の正社員と非常勤・パート、登録ヘルパーで運営していることがわかった。

(1)事業所の所在地の分布

(N= 83)

片瀬	4件	4.8%
鵜沼	14件	16.9%
辻堂	9件	10.8%
村岡	1件	1.2%
藤沢	13件	15.7%
明治	5件	6.0%
善行	8件	9.6%
湘南大庭	6件	7.2%
六会	6件	7.2%
湘南台	6件	7.2%
遠藤	1件	1.2%
長後	8件	9.6%
御所見	2件	2.4%
合計	83件	100.0%

(2)事業者の形態

(N= 83)

株式会社	44件	53.0%
NPO法人	12件	14.5%
社会福祉法人	8件	9.6%
医療法人	0件	0.0%
その他	19件	22.9%
合計	83件	100.0%

事業者の形態 その他の内訳

有限会社	11件
合同会社	3件
生活協同組合	2件
一般社団法人	1件
企業組合	2件
合計	19件

(3)事業所の規模

従業者数の合計と勤務形態の割合 (N= 78)

正社員	327人	15.9%
非常勤・パート	616人	30.0%
登録ヘルパー	1,111人	54.1%
合計	2,054人	100.0%

各事業所の従業者数の合計

1～10人	13件	15.7%
11～20人	25件	30.1%
21～30人	21件	25.3%
31～40人	8件	9.6%
41～50人	6件	7.2%
51～60人	0件	0.0%
61～70人	2件	2.4%
71～80人	0件	0.0%
81～90人	0件	0.0%
91～100人	0件	0.0%
100人以上	3件	3.6%
無回答	5件	6.0%
合計	83件	100.0%

各事業所の従事者数に対する正社員、非常勤・パート、登録ヘルパーの割合

(N= 83)

従業者数に 占める割合	正社員		非常勤・パート		登録ヘルパー	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
0%	0件	0.0%	20件	24.1%	21件	25.3%
1～10%	19件	22.9%	19件	22.9%	1件	1.2%
11～20%	33件	39.8%	6件	7.2%	3件	3.6%
21～30%	17件	20.5%	3件	3.6%	4件	4.8%
31～40%	2件	2.4%	3件	3.6%	6件	7.2%
41～50%	3件	3.6%	2件	2.4%	4件	4.8%
51～60%	2件	2.4%	6件	7.2%	2件	2.4%
61～70%	1件	1.2%	2件	2.4%	5件	6.0%
71～80%	0件	0.0%	4件	4.8%	10件	12.0%
81～90%	0件	0.0%	10件	12.0%	19件	22.9%
91～100%	1件	1.2%	3件	3.6%	3件	3.6%
無回答	5件	6.0%	5件	6.0%	5件	6.0%
合計	83件	100.0%	83件	100.0%	83件	100.0%

問2 貴社・貴団体では、市内高齢者の介護や生活を支援するサービス等（指定介護予防訪問介護を除く）を提供されていますか。

提供している

提供していない

問2-1 問2で「提供している」とお答えの方に伺います。どのような事業やサービスを実施されていますか。下記に具体的な内容をご記入ください。

問2-2 自主事業（介護保険外）として、利用者の自費による訪問介護相当サービスの提供を行っていますか。

提供している

提供していない

問2 市内高齢者の介護や生活を支援するサービス等(指定介護予防訪問介護を除く)を提供しているかについては、「提供している」と答えた事業所が56.1%と過半数を占めた。

(N= 82)

提供している	46件	56.1%
提供していない	34件	41.5%
無回答	2件	2.4%
合計	82件	100.0%

問2-1 提供している事業やサービスとして最も多かったのは、「介護保険外の訪問介護サービス」で、次いで「訪問介護サービス」、「配食サービス」となった。訪問介護サービス以外にも、高齢者の介護や生活を支援する事業やサービスが実施されていることがわかった。

(N= 46)

訪問介護サービス	15件	32.6%
介護保険外の訪問介護サービス	16件	34.8%
介護タクシー等移動に係るサービス	7件	15.2%
配食サービス	8件	17.4%
訪問介護以外の介護保険サービス	4件	8.7%
障がい福祉サービス	3件	6.5%
高齢者向けサービス	2件	4.3%
その他	4件	8.7%
合計	59件	128.3%

その他の内訳

健康サポート(体操)等の介護予防事業
介護生活用品、食品・日用品の宅配、成年後見サポート
緊急通報サービス
市の補助金事業

問2-2 自主事業(介護保険外)として、利用者の自費による訪問介護相当サービスの提供を行っているかについては、提供していると答えた事業所が66.3%となった。

(N= 83)

提供している	55件	66.3%
提供していない	25件	30.1%
無回答	3件	3.6%
合計	83件	100.0%

問3 貴社・貴団体では、あらたな市内高齢者の介護や生活を支援するサービス（緩和した基準による訪問型サービスA）の提供に興味や関心を持っていますか。

興味・関心がある

特に興味・関心はない

問3 「緩和した基準による訪問型サービスA」の提供について、興味や関心があるかについては、「興味・関心がある」と答えた事業所が73.5%と7割を超える結果となった。

(N= 83)

興味・関心がある	61 件	73.5%
特に興味・関心はない	22 件	26.5%
無回答	0 件	0.0%
合計	83 件	100.0%

興味・関心があると答えた事業所の所在地の内訳

(N= 61)

片瀬	3 件	4.9%
鵜沼	10 件	16.4%
辻堂	8 件	13.1%
村岡	0 件	0.0%
藤沢	9 件	14.8%
明治	4 件	6.6%
善行	5 件	8.2%
湘南大庭	4 件	6.6%
六会	4 件	6.6%
湘南台	5 件	8.2%
遠藤	1 件	1.6%
長後	7 件	11.5%
御所見	1 件	1.6%
合計	61 件	100.0%

問3-1 問3で「興味・関心がある」とお答えの方に伺います。貴社・貴団体が高齢者を対象とした事業に興味・関心をもつのはどのような理由ですか。下記の中からあてはまるものをすべて選んでください。

利用者サービスの向上のため

事業の多角化のため

自社、組織の持つ技術やノウハウが活用できるから

社会的な使命が強い分野であるから

法人の今後の運営方針等と合致するから

その他（具体的にご記入ください：_____）

問3-1

「緩和した基準による訪問型サービスA」の提供に「興味・関心がある」と答えた事業所が、高齢者を対象とした事業に興味・関心を持つ理由については、問3で「興味関心がある」と答えた事業所のうち80.3%が「利用者サービスの向上のため」と答えている。また、「社会的な使命が強い分野であるから」と答えた事業所も45.9%と半数近くを占めており、利用者及び利用者を取り巻く状況について、多くの事業所が事業を行う上で重要視している状況が伺える。

(N= 61)

利用者サービスの向上のため	49 件	80.3%
事業の多角化のため	29 件	47.5%
自社、組織の持つ技術やノウハウが活用できるから	26 件	42.6%
社会的な使命が強い分野であるから	28 件	45.9%
法人の今後の運営方針等と合致するから	16 件	26.2%
その他	6 件	9.8%
合 計	154 件	252.5%

その他の内訳

収入減をカバーするため。
現在、家事介護の福祉サービスを提供しているから。
夫婦での生活支援として必要を感じているため(例 夫介1・妻支2等の援助等)。
今後需要が増えると思われるため。
質の高いサービスを提供するため、基準緩和は想定していない。
地域のささえあいシステムづくりをめざしているため。

問4 貴事業所における（介護予防）訪問介護の利用者数（実人数）を教えてください。

要介護1～5	_____人
要支援2	_____人
要支援1	_____人

問4

(介護予防)訪問介護の利用者数(実人数)については、要支援者は利用者数全体の36.4%を占めている。各事業所の利用者数に対する要介護1～5、要支援2、要支援1の人数の割合についても、要介護者が占める割合が高い事業所が多い結果となった。

(1)訪問介護の利用者数(実人数)の合計

(N= 58)

要介護1～5	2,730 人	63.6%
要支援2	710 人	16.6%
要支援1	850 人	19.8%
合計	4,290 人	100.0%

(2)各事業所の利用者数に対する要介護1～5、要支援2、要支援1の人数の割合

(N= 61)

利用者数に 占める割合	要介護1～5		要支援2		要支援1	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
0%	0 件	0.0%	1 件	1.6%	2 件	3.3%
1～10%	0 件	0.0%	17 件	27.9%	13 件	21.3%
11～20%	1 件	1.6%	24 件	39.3%	22 件	36.1%
21～30%	1 件	1.6%	14 件	23.0%	9 件	14.8%
31～40%	2 件	3.3%	2 件	3.3%	10 件	16.4%
41～50%	11 件	18.0%	0 件	0.0%	2 件	3.3%
51～60%	9 件	14.8%	0 件	0.0%	0 件	0.0%
61～70%	15 件	24.6%	0 件	0.0%	0 件	0.0%
71～80%	9 件	14.8%	0 件	0.0%	0 件	0.0%
81～90%	7 件	11.5%	0 件	0.0%	0 件	0.0%
91～100%	3 件	4.9%	0 件	0.0%	0 件	0.0%
無回答	3 件	4.9%	3 件	4.9%	3 件	4.9%
合計	61 件	100.0%	61 件	100.0%	61 件	100.0%

問5 貴事業所におけるサービス提供責任者の配置数及び兼務状況について教えてください。

サービス提供責任者を何人配置していますか。 人

管理者の兼務をしている
管理者の兼務をしていない

問5 サービス提供責任者の配置数については、「3人」と答えた事業所が最も多く、次いで、「1人」と答えた事業所が多かった。サービス提供責任者の配置数が3人以下の事業所が全体の7割を占めた。
 また、管理者との兼務状況については、「管理者を兼務している」と答えた事業所が63.9%となり、6割を超える事業所がサービス提供責任者と管理者の兼務をしていることがわかった。

(1)事業所におけるサービス提供責任者の配置数

(N= 61)

1人	13件	21.3%
1.5人	1件	1.6%
2人	11件	18.0%
3人	18件	29.5%
3.5人	1件	1.6%
4人	9件	14.8%
5人	2件	3.3%
6人	2件	3.3%
7人	1件	1.6%
無回答	3件	4.9%
合計	61件	100.0%

(2)サービス提供責任者の兼務状況

(N= 61)

管理者の兼務をしている	39件	63.9%
管理者の兼務をしていない	20件	32.8%
無回答	2件	3.3%
合計	61件	100.0%

問6 現在の従業者でさらに利用者を受け入れることが可能な人数を教えてください。

要支援1相当利用者
受け入れることは難しい

_____人

問6 現在の従業者でさらに要支援1相当の利用者を「受け入れることができる」と答えた事業所は59.0%となり、6割近くの事業所において、受け入れが可能な状態であることがわかった。
また、受け入れ可能な人数については、合計で224人となった。

(1)受け入れの可否

(N= 61)

受け入れることができる	36 件	59.0%
受け入れることは難しい	17 件	27.9%
無回答	8 件	13.1%
合計	61 件	100.0%

(2)受け入れ可能な人数

(N= 36)

1 人	1 件	1.6%	1 人
2 人	5 件	8.2%	10 人
3 人	4 件	6.6%	12 人
4 人	1 件	1.6%	4 人
5 人	8 件	13.1%	40 人
6 人	1 件	1.6%	6 人
8 人	1 件	1.6%	8 人
10 人	7 件	11.5%	70 人
20 人	2 件	3.3%	40 人
10~20人	1 件	1.6%	20 人
3~4人	2 件	3.3%	8 人
4~5人	1 件	1.6%	5 人
無回答	2 件	3.3%	
合計	36 件	59.0%	224 人

受け入れ可能な人数を「10~20人」、「3~4人」、「4~5人」と答えた事業所については、最大値をとって計算をした。

問7 要支援認定者へのサービス提供における身体介護と生活援助の利用者数を教えてください。

身体介護のみ利用の方 _____人 生活援助のみ利用の方 _____人
身体介護と生活援助の両方を利用の方 _____人

問7 要支援認定者へのサービス提供については、生活援助のみの利用が71.3%と最も多く、次いで、身体介護と生活援助の両方が21.3%という結果になった。
この結果から要支援者へのサービス提供において、生活援助の利用は9割を超え、要支援者の約7割が生活援助のみの利用であることが伺える。

(1)身体介護と生活援助の利用者数

(N= 54)

身体介護のみ利用の方	113 人	7.4%
生活援助のみ利用の方	1095 人	71.3%
身体介護と生活援助の両方を利用の方	327 人	21.3%
合 計	1535 人	100.0%

(2)各事業所の利用者総数に対する身体介護、生活援助の利用者数の割合

(N= 54)

利用者数の割合	身体介護のみ		生活援助のみ		両方	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
0%	26 件	48.15%	6 件	11.11%	21 件	38.89%
1～10%	16 件	29.63%	2 件	3.70%	12 件	22.22%
11～20%	4 件	7.41%	1 件	1.85%	7 件	12.96%
21～30%	3 件	5.56%	2 件	3.70%	2 件	3.70%
31～40%	2 件	3.70%	4 件	7.41%	3 件	5.56%
41～50%	2 件	3.70%	1 件	1.85%	3 件	5.56%
51～60%	0 件	0.00%	1 件	1.85%	1 件	1.85%
61～70%	0 件	0.00%	2 件	3.70%	1 件	1.85%
71～80%	0 件	0.00%	2 件	3.70%	1 件	1.85%
81～90%	0 件	0.00%	11 件	20.37%	0 件	0.00%
91～100%	1 件	1.85%	22 件	40.74%	3 件	5.56%
無回答	0 件	0.00%	0 件	0.00%	0 件	0.00%
合 計	54 件	100.00%	54 件	100.00%	54 件	100.00%

問8 要支援認定者（要介護1～5を除く）に生活援助を提供するにあたり、提供内容によって特段の注意を払っているサービスはありますか。

ある
ない

問8-1 問8で「ある」とお答えの方に伺います。特段の注意を払っているサービスの種類とその際の注意点について、下記の中からあてはまるものをすべて選んでください。

買い物 薬の受け取り 調理 調理 洗濯
その他()

問8 要支援者に生活援助を提供するにあたり、提供内容によって特段の注意を払っているサービスの有無については、「ある」と答えた事業所が65.6%となり、6割超の事業所において、注意を払っているサービスがあることがわかった。

(N= 61)

ある	40 件	65.6%
ない	18 件	29.5%
無回答	3 件	4.9%
合計	61 件	100.0%

問8-1

特段の注意を払っているサービスの種類とその際の注意点については、注意を払っているサービスが「ある」と答えた事業所の8割が調理と答えている。次いで、掃除、買い物、洗濯という結果になった。買い物、調理、掃除、洗濯については、利用者の希望やこだわりをしっかりと聞き取るという意見が共通して多くみられた。

(N= 40)

買い物	26 件	65.0%
薬の受け取り	10 件	25.0%
調理	32 件	80.0%
掃除	29 件	72.5%
洗濯	17 件	42.5%
その他	8 件	20.0%

具体的な注意点

(1) 買い物

1	利用者の希望やこだわり等をしっかりと聞き取り、把握する。(同様の意見他18件)
2	金銭の取り扱いに注意する。(同様の意見他4件)
3	買い物同行は急によるめいたりする利用者もいるため、常時気が抜けない。
4	1時間の生活 のサービス時間内で利用者の希望する食料品、日用品を購入しなくてはならず、慣れている訪問介護員でないと時間通りに終了できない。
5	アルコール、たばこなどを頼まれた時の断り方。

(2) 薬の受け取り

1	受け取り時の説明に聞き間違いがないよう正確に聞き取り、伝える。(同様の意見他2件)
2	薬の飲み忘れがないよう、薬カレンダーにセットするなどの用意する。(同様の意見他1件)

(3) 調理

1	味付けや切り方、固さ、病状や体調など利用者の希望やこだわりを聞き取り、把握した上で調理する。(同様の意見他24件)
2	衛生面の配慮を行う。(同様の意見他1件)
3	火元、電気等の確認をする。(同様の意見他1件)
4	基本的に一緒に行くので、利用者がより参加できるよう声かけ等に注意して行っている。
5	次回の訪問日の確認。

(4) 掃除

1	掃除方法や用具など、利用者の希望やこだわりを確認する。(同様の意見他14件)
2	フローリングの掃除機がけは、掃除機の本体を上げながら行う。(傷がつきやすいため)
3	掃除の際、利用者宅のものを壊さないよう、注意する。
4	目の不自由な利用者には、動かした物は必ず元に戻すと、特段の配慮が必要。
5	転倒を防止するようコードや布団等の位置に大変注意している。
6	異性介助の場合は特に触れるものに細心の注意を払う。
7	自立支援であるということを忘れない様に支援していくことが欠けてしまうことがある。家族同居の利用者宅へのしぼりで悩むことが多々ある。
8	生活に必要な部分の掃除、説明。

(5) 洗濯

1	洗濯の方法や干し方にこだわりがあり、確認して行う。(同様の意見他6件)
2	利用者が取り込みやすいよう干し、取り込み時に転倒などが無いよう注意している。
3	異性介助の場合は特に触れるものに細心の注意を払う。

(6) その他

1	利用者一人一人それぞれにこだわりがあるので、各ケア毎に最初に聞き取りをしてヘルパーにおとしていく。ケア継続中も変更になる場合も多い。認知症の利用者には特に注意をしている。
2	転倒をしないように等、居室内を安全に保つための工夫等も必要だと考えている。
3	(服薬確認について) 利用者が自分で管理できるとしても、確実な服薬のチェックを行うこと。
4	(接し方、対応) 認知症の利用者や不安が大きい利用者などに対しては、特にコミュニケーションに留意し、受容の態度や共感するなど不安が少しでも軽減できるように接している。信頼関係が保たれるように心がけている。
5	(報告) ケア中に不都合があった場合、事業所への報告をするよう指導している。
6	(物品の配置と取り扱い) 利用者宅の物品配置を換えないように注意している。
7	認知症状のある利用者の支援(特に独居) 高価な家具・備品のあるケース 家族(同居者)に支障があるケース 全体的に生活援助の方が身体介護よりケース毎の指示内容が多い。
8	要支援認定者は日常生活上の基本動作がほぼ自立している対象者であるが、自身で行うことが困難な家事があり、生活に支障がある。ヘルパーがサービス提供することで、以前はしていたが今はしていない家事、独りになり、初めてする又は不慣れな家事に対して利用者が「(また)したい。」という意欲をもてるような結果を得られるよう注意を払っている。調査票に例としてあげられているものは特段の注意というより「通常のこと」
9	自立支援の観点からサービス内容を見直ししている。本人の生活を充実したものとするために、本人ができることできないことの線引きが難しく、苦労している。

10	要支援者への援助は、全てにおいて自立支援となっているか、毎月の会議で検討している。
11	利用者本人の機会を奪わないように一緒に寄り添うこと。 利用者に関わることでその方の人生がよりよいものにできるよう、より生きやすく楽しいものであるように配慮している。
12	全てヘルパーにゆだねようとした(自立支援にならない)サービス時間にならないようサービス前に必ず一緒に行いましょうと話す。
13	(制度上のこと) 現在(H27.11月時点)要支援者はいないが、今後対応する場合は自分でできることはしてもらい、そのための助言や支援を行うようにと思っている。特に障がいから介護保険(65歳以上で)に移行した利用者への説明を適切に行い、理解してもらえる様にしたい。
14	ADLの維持向上を目的とした声かけをし、コミュニケーションを図りながら一緒に家事をするよう心配りしており、単なる家事代行はしていない。全てに特段の注意をはらっている。リスク管理についても特段の注意を払っている。
15	自立度の高い利用者は家事の手順・方法に対し、こだわりが全般に強いのでどの利用者も特段の注意が必要。
16	(予防 のサービス回数について) 週1回の利用者は4回(月/4回)だが、月によっては5週間サービスがあり5週の時に、利用者は当たり前のようにサービスを5回だというのが、実際には事業所は赤字になってしまうのでとても気をつけている。(ケアマネもお願いしますというが、どうなのかと疑問である。)
17	なれ合いにならぬよう「けじめ」「もらいものはしない」等、月1回は自己啓発のため会議を持っている。

問9 貴事業所における現在の状況は、利用者のサービスニーズに対して介護従事者の不足を感じていますか。

感じていない

少し感じている

大いに感じている

問9-1

問9で「少し感じている」・「大いに感じている」とお答えの方に伺います。「緩和した基準による訪問型サービスA」へ参入することは事業の担い手の拡大につながると思えますか。

思わない

思う

大いに思う

問9 介護従事者の不足を感じているかについては、「大いに感じている」が全体の65.6%と最も多かった。「感じていない」と答えた事業所は全体の3.3%となり、ほぼ、すべての事業所が介護従業者の不足を感じていることがわかった。

(N= 61)

感じていない	2 件	3.3%
少し感じている	18 件	29.5%
大いに感じている	40 件	65.6%
無回答	1 件	1.6%
合 計	61 件	100.0%

問9-1 「緩和した基準による訪問型サービスA」への参入が事業の担い手の拡大につながると思うかについては、「思う」と答えた事業所が51.7%、「大いに思う」と答えた事業所が10.3%となり、62.0%の事業所が「緩和した基準による訪問型サービスA」への事業参入は担い手の拡大につながると考えていることがわかった。

(N= 58)

思わない	21 件	36.2%
思う	30 件	51.7%
大いに思う	6 件	10.3%
無回答	1 件	1.7%
合 計	58 件	100.0%

問10 貴事業所が「緩和した基準による訪問型サービスA」に「～があったら参入しやすい」と想定できるものはありますか。

ある

ない

想像がつかない

問10-1 問10で「ある」とお答えの方に伺います。それはどのようなものですか。

問10 「～があったら事業参入しやすくなる」と想定できるものについては、「想像がつかない」と答えた事業所が、54.1%と最も多く、「ある」と答えた事業所は26.2%であった。

(N= 61)

ある	16件	26.2%
ない	10件	16.4%
想像がつかない	33件	54.1%
無回答	2件	3.3%
合計	61件	100.0%

問10-1 事業参入しやすくなるものとして想定されるものについては、内容を分類すると(1)サービス提供に際しての書類等について、(2)料金・報酬について、(3)研修及び研修後の支援について、(4)提供できるサービスの内容について、(5)利用者への周知についてそれぞれ意見があった。
特にサービス提供に際して必要となるマニュアルや書類等のひな形の整備が必要という意見が多くみられた。また、研修及び研修後の支援についても、支援の内容は様々だが、意見が多くみられた。

(1) サービス提供に際しての書類等について

1	マニュアルや必要書類の書式のひな形の整備。(同様の意見他4件)
---	---------------------------------

(2) 料金・報酬について

1	料金体系の明確化(キャンセル料含む)
2	社会的な使命感やボランティア精神に頼るのではなく、参入する事業所の発展的な事業運営に考慮した報酬単価・金額設定を考えていただきたい。
3	正社員による初回時の同行訪問時の加算

(3) 研修及び研修後の支援について

1	研修を修了した従事者のあっせん(同様の意見他1件)
2	緩和した基準であっても、サービスを担っていくための標準的な研修プランがあるとありがたい。人材不足の中で、少しでもヘルパー等の担い手となる人々を見いだせればと思う。
3	公的な研修の機会(従事者のスキルアップ 有資格者)
4	今まで働いていた方、高齢で辞めた方などを人材ととらえると、ボランティアを行う方への研修や働くための支援が有ると取り組みやすい。
5	事故対応する保険

(4) 提供できるサービスの内容について

1	提供できるサービス等のしっかりとした見解、規律。提供して良いこと悪いことの区別がわかりやすいと良い。各事業所でのサービス内容が定まらないことが多い。
2	無資格者での提供が可能であること
3	通院等乗降介助
4	共通した趣味、嗜好を仲間作りの一環として共有できる外出介助

(5) 利用者への周知について

1	市よりサービスを告知する機会を設けていただき(広報やチラシ、CM等)、一般市民の方々(年代を問わず)が事業開始前からこのサービスについて誤解なくよく知っている状況を作ってもらえると参入しやすいと思う。説明が大変になるのでは。
2	利用対象者への説明

問11 貴事業所は報酬単価がいくらなら、「緩和した基準による訪問型サービスA」に参入することが可能ですか。

1,600円以下(円)	1,700円
1,800円(藤沢市が検討している報酬単価)	
1,900円	2,000円
2,100円以上(円)	

1,900円以上を選択した場合はその理由と積算根拠をご記載ください。

問11 参入することが可能な報酬単価については、1,800円と答えた事業所が31.1%と最も多く、次いで2,000円、2,100円の順となった。
 また、2,000円以下と答えた事業所は全体の65.6%となっている。
 なお、理由と積算根拠については、自費サービスの金額を元に算出しているもの、必要経費等の事業所運営を考慮しているもの、従業員の賃金を考慮しているもの、介護保険の単位を参考にしているものがみられた。

(N= 61)

1,600円以下	2 件	3.3%
1,700円	2 件	3.3%
1,800円(藤沢市が検討している報酬単価)	19 件	31.1%
1,900円	7 件	11.5%
2,000円	10 件	16.4%
2,100円以上	13 件	21.3%
無回答	8 件	13.1%
合 計	61 件	100.0%

(1)1,600円以下を選択した事業所の内訳

(N= 2)

1,300円	1 件	50.0%
1,500円	1 件	50.0%
合 計	2 件	100.0%

(2)2,100円以上を選択した事業所の内訳

(N= 13)

2,100円	5 件	38.5%
2,200円	1 件	7.7%
2,300円	1 件	7.7%
2,400円	1 件	7.7%
2,500円	2 件	15.4%
2,650円	1 件	7.7%
3,000円	2 件	15.4%
合 計	13 件	100.0%

(3)1,900円以上を選択した場合はその理由と積算根拠をご記載ください。

自費サービスの金額から検討

	理由	積算根拠
1	1,700円	自社の住宅型有料老人ホームで実施している有料サービスが1,620円/30分
2	2,000円	現行の自費援助の金額のため。
3	2,000円	現在、自費での生活援助が当社では2,500円/hなので、それから積算して2,000円が適当と考える。
4	2,200円	現在、自費サービスで家事援助:2,200円/hを設定しているので(ヘルパー対応)、現在サービスをしているヘルパー、介護福祉士の仕事を継続できるようにしたい。安くなれば仕事が減って、不可能で離職者が増える。
5	2,400円	自社で既に実施している保険外サービスが1時間2,400円であるため。緩和サービスについては、自社による無資格者の新たな雇用は難しいと考えており、現状スタッフで行う。だから、同じ価格帯としたい。

必要経費等の事業所運営を考慮

1	1,900円	人件費 950円 交通費 360円 健康診断費 100円 保険費 200円 事務所経費 300円 計1,910円
2	1,900円	移動と交通費含めて販管費を入れるとそのあたりが損益分岐点になるため。また、アセスメント+契約+モニタリング+担当者会議の法令を守ることであれば2,000円くらい。
3	2,000円	人件費を50%と積算して(1,000円)みると、利益も900円~1,000円となり(交通費も必要)、運営を適正に行っていけると判断。
4	2,000円	雇用に係る経費が発生するため。 ・時給 910円/h × 労働時間 ・交通費(1kmあたり14円~38円支給) ・健康診断(17,830円)、インフルエンザ費用(1,000円) 年2回 37,660円 ・賠償保険 13,840円 ・事業所研修費用 756円/年12回 ・社会保険事業主負担等
5	2,100円	1,800円では現在のヘルパーの給与を維持できない。 社会保障費や福利厚生費が出せない。 介護保険と総合事業の働き手を分けられる程に人員はいないので、一方のサービスのみ給与を下げることは考えづらい。
6	2,100円	現状、予防だけで利益を出すのが難しい状態。介護 で90%となる事もふまえても事業所として利益を出すためには、介護 の単位が精一杯である。無資格の方や有償ボランティアがどの程度担い手として機能するか不透明な状況で1,800円ではやっていけない。
7	3,000円	予防1回が3,165円、Aの併設を設けるとしても、Aで働く職員が集まるとは思えない。そこを現行サービスのヘルパーが穴埋めして行くとなると、人件費で報酬がほとんどなくなってしまう。

従業者の賃金を考慮

1	1,900円	訪問介護スタッフの労働意欲の維持
2	1,900円	最低賃金905円を上回り、介護業務における身体的労働はもちろんのこと、精神的な部分も考慮し、基本的には1,900円程度が望ましいと考える。(衛生管理費も含む)
3	2,100円	利用者に対してサービスの質の向上を保つ為にも現在事業所において、業務に携わっているメンバーの賃金基準を下げる訳にはいかない。非営利法人といえど、経営経費を無視することはできない。
4	無回答	最低賃金から考えると60分で1,800円は？である。30分で1,000円であれば、納得できるが、30分でも60分でも同じ金額との定義が不明である。
5	1,900円	現行の訪問介護員が訪問型Aでサービス提供した場合、生活援助の時間給に差をつけられないと考えるので1,900円～2,000円は必要。 現行と分けて訪問型A専門で従事者を確保できれば1,800円で可能だと考える。(同様の意見他1件)

介護保険の単位

1	1,900円	訪問介護生活2の単位 183単位 × 10.84 生活サービスを行うのに区別する基準がないため。
---	--------	---

問12 貴事業所のある地域等で「緩和した基準による訪問型サービスA」における担い手になっていただけそうな方をご存じですか。

知っている

心当たりがある

知らない

問12-1 問12で「知らない」とお答えの方に伺います。担い手の方が市の実施する研修を終了後、貴事業所と契約をするまでの過程で何かしらのコーディネートが必要ですか。

必要である

必要ない

問12

「緩和した基準による訪問型サービスA」における担い手を知っているかについては、「知らない」と答えた事業所が82.0%となり、8割超の事業所は担い手となりうる人に心当たりがないことがわかった。

(N= 61)

知っている	4 件	6.6%
心当たりがある	6 件	9.8%
知らない	50 件	82.0%
無回答	1 件	1.6%
合 計	61 件	100.0%

問12-1

市の実施する研修を修了後、コーディネートが必要かについては、「必要である」と答えた事業所が80.0%となり、多くの事業所が担い手の方と契約するまでにコーディネートの必要性を感じていることがわかった。

(N= 50)

必要である	40 件	80.0%
必要ない	10 件	20.0%
無回答	0 件	0.0%
合 計	50 件	100.0%

問12-2 問12-1で「必要である」とお答えの方に伺います。コーディネート内容についての具体的な提案があればご記入ください。

問12-2

コーディネート内容については、(1)情報提供、(2)説明会、(3)紹介・マッチング、(4)研修内容、(5)事業所への支援、(6)賃金について、具体的な提案があった。
 情報提供についての提案が最も多く、次いで、説明会と紹介・マッチングについての提案があった。

(1)情報提供について

1	訪問型サービスA事業所一覧表の提示（同様の意見他8件）
2	各事業所ごとの経営理念や特質を理解できるような情報提供をしてほしい。特に特定非営利活動法人やワーカーズなどは出資金や経営責任等も伴い、働き方や報酬の分配なども一般事業所とは大きな相違がある。
3	市民センター、公民館での相談窓口における情報提供はもちろんのこと、地域包括支援センターの有効活用(地区の高齢世帯の把握、民生委員との連絡)をどんどん行っていくことで、新しいサービスの情報発信の源になると思う。
4	昼間の就業時間を通じて1名として配置が必要なため、分散する"コマ"を配分するシフトが必要な場合、常に都合の良い時間帯での契約が困難であると思われる、調整に応じてもらえる心づもりがあるかなどの説明。

(2)説明会について

1	訪問型サービスA事業所による研修修了者のための合同説明会(採用説明会)の開催(同様の意見他7件)
2	研修は修了してきているものの実務になると不安になる。採用の説明会は両方にとって是非必要。

(3)紹介・マッチング

1	研修修了者の紹介、マッチング(同様の意見他8件)
---	--------------------------

(4)研修内容について

1	安全衛生面、高齢者の接し方等
2	研修の内容を知りたい。 アクシデントに対すること
3	業務内容・法令の研修
4	研修内容を教えてほしい。
5	フォローアップ研修
6	資格はあるが実働していない人を増やしても事業は発展しない。受講者が積極的に現場に出る気持ちになれるような研修内容や仕組みが必要。

(5)事業所への支援

1	事業所で行うべき研修、労務管理等の共通ガイドラインの作成と順守が必要ではないか。
2	1対1で利用者宅に派遣をするので研修後の指導が法人ごとに必要だと思うので、その点の事業所に対する支援も考えてほしい。

(6)従事者の賃金について

1	難しいとは思いますが、事業所ごとの従事者への賃金の統一
2	事業者ごとの従事者への賃金格差を無くすなどしないと、事業参入はしたが、従事者不足は変わらずとなるのではないか。

(7)その他

1	研修の内容によると思うが、法人にはそれぞれ理念があるので、その点を理解して(違いを理解)契約をしてもらう必要がある。
2	必要だとは思いますが、今は具体的に思い浮かばない。

問13 「介護予防・生活支援支援サービス事業」について、現時点の貴法人の参入意向のお考えをお聞かせください。下記のそれぞれのサービス類型につき、事業参入できる（事業参入を計画している）ものをすべて選んでいただき、事業実施に向けた取り組み状況等についてご記入ください。

現行の訪問介護相当事業

参入できる

参入を計画している

参入しない

緩和した基準による訪問型サービスA

参入できる

参入を計画している

参入しない

問13

「現行の訪問介護相当事業」について、「参入できる」と答えた事業所が最も多く、55.4%となり、「参入を計画している」と答えた事業所と合計すると「現行の訪問介護相当事業」については、80.7%の事業所が参入する可能性があることがわかった。

なお、事業実施に向けた取り組み状況については、「現行のままで対応が可能」と答えている事業所が最も多く、続いて、「特にしていない」と回答した事業所が多かった。

「緩和した基準による訪問型サービスA」については、「参入を計画している」と答えた事業所が最も多く、52.5%となり、「参入できる」と答えた事業所と合計すると80.4%の事業所が、「緩和された基準による訪問型サービスA」に参入する可能性があることが伺える。

事業実施に向けた取り組みについては、「特にしていない」という回答が多くあり、その他には人材確保にかかる取り組みについての回答が多かった。

なお、2つの事業の回答を比較すると、「現行の訪問介護相当の事業」については、「参入できる」と答えた事業所の割合が高く、「緩和した基準による訪問型サービスA」では「参入を計画している」と答えた事業所の割合が高かった。また、「参入できる」・「参入を計画している」と答えた事業所が参入可能な報酬を見ると、「1,800円」と答えた事業所が33.3%と最も多かった。

(1) 現行の訪問介護相当

(N= 83)

参入できる	46 件	55.4%
参入を計画している	21 件	25.3%
参入しない	5 件	6.0%
無回答	11 件	13.3%
合 計	83 件	100.0%

事業実施に向けた取り組み状況

参入できる

1	特にしていない	4 件
2	現行のままで対応可能	9 件
3	従業者に対する総合事業についての研修、周知	5 件
4	報酬の検討	2 件
5	人材確保が課題	1 件

参入を計画している

1	特にしていない	2 件
2	サービス内容の見直し	1 件
3	人材確保	1 件
4	報酬、ヘルパーの処遇について検討中	1 件

(2) 緩和した基準による訪問型サービスA

(N= 61)

参入できる	17 件	27.9%
参入を計画している	32 件	52.5%
参入しない	6 件	9.8%
無回答	6 件	9.8%
合 計	61 件	100.0%

事業実施に向けた取り組み状況

参加できる

1	特にしていない	3件
2	人材確保の検討	3件
3	マニュアルの準備	1件
4	契約時とその後の研修について検討	1件
5	現状維持	2件

参加を計画している

1	特にしていない	7件
2	人材確保の検討	5件
3	受け入れ体制の検討	5件
4	参加意向が未定	3件
6	現状維持	1件
7	情報収集中	1件
8	必要書類の検討	2件
9	事業の対応割合の算出	1件
10	請求方法、ボランティアの報酬の検討	1件

その他意見(取り組みは特にしていないが、意見の記載があったもの)

1	特にはないが、地区社協等の地域評議体と営利・非営利のへだてなく情報交換したり、地域と一緒に取り組むという共通認識を作ればよい。
2	特になし。内容がわかっていないので動けない。(= 現行の訪問介護相当事業)の利用者が(= 緩和した基準による訪問型サービスA)に変更されて単価が減ると、事業継続が困難になる。
3	現時点では具体的な計画はないが、単純な掃除、洗濯程度の内容ならば人員(マンパワー)があればニーズに応えることができると思う。
4	今後の取り組みだが、金額等色々と考えていければと思う。参加する前の研修等に参加し、理解していかなければならないと思う。

その他意見(参加意向は無回答だが意見の記載があったもの)

1	参加は検討しているが、藤沢市の案では参加できない。
---	---------------------------

「参加できる」、「参加を計画している」と答えた事業所が問11で答えた参加可能な金額
(N= 48)

金額	参加できる		計画している		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1,600円以下	1件	5.9%	1件	3.2%	2件	4.2%
1,700円	0件	0.0%	2件	6.5%	2件	4.2%
1,800円	6件	35.3%	10件	32.3%	16件	33.3%
1,900円	2件	11.8%	2件	6.5%	4件	8.3%
2,000円	5件	29.4%	5件	16.1%	10件	20.8%
2,100円以上	1件	5.9%	9件	29.0%	10件	20.8%
無回答	2件	11.8%	2件	6.5%	4件	8.3%
合計	17件	100.0%	31件	100.0%	48件	100.0%

2,100円以上を選択した事業所の内訳

(N= 10)

2,100円	3件	30.0%
2,200円	1件	10.0%
2,300円	1件	10.0%
2,400円	1件	10.0%
2,500円	1件	10.0%
2,650円	1件	10.0%
3,000円	2件	20.0%
合計	10件	100.0%

< 資料 >

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業(平成28年10月移行当初)の概要(案)

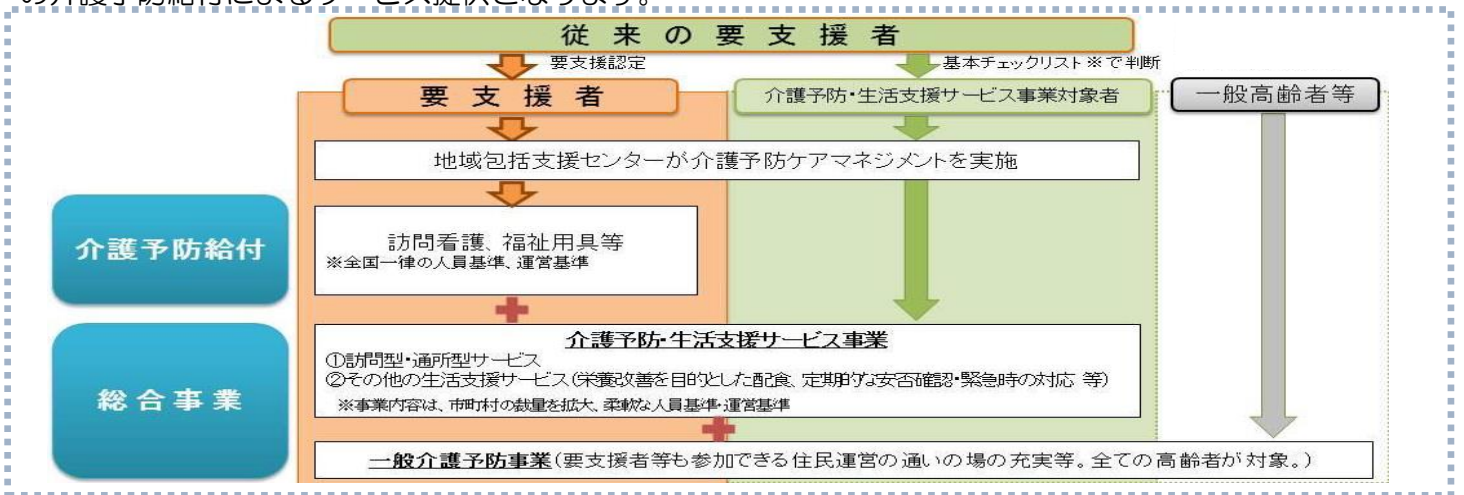
総合事業の概要

藤沢市では、要介護状態等となることの予防と軽減・悪化の防止、自立に向けた支援・多様で柔軟な生活支援体制のある地域づくりを早期に促進するため、平成28年10月からの介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に向けて、現在検討を進めています。円滑な移行を図るため、当初は現行相当サービス等を実施し、その後多様なサービスを導入していきます。

国のガイドラインでは、総合事業(「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分類される)における「介護予防・生活支援サービス事業」として、要支援認定を受け介護予防ケアマネジメントを受ける流れに加えて、基本チェックリストを使って「事業対象者」を判定し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れができます。※第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定申請等を行います。

サービスの種別としては、今まで要支援者の方に予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護・通所介護が藤沢市の実施する総合事業の枠組に位置付けられ(現行相当のサービス)、加えて地域づくりの視点からも多様な提供主体による多様なサービス形態によるものも追加されます。

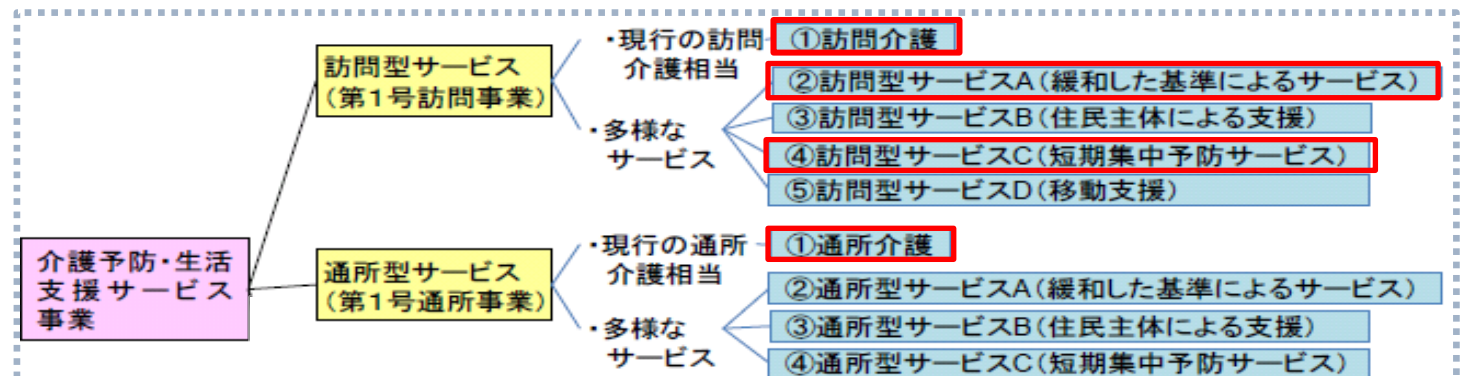
※介護予防訪問介護・通所介護以外のサービス(介護予防訪問看護・福祉用具貸与等)は引き続き全国一律の介護予防給付によるサービス提供となります。



訪問型サービス・通所型サービス

平成28年10月の移行当初においては、下記のi~iiiのサービスを実施し、平成29年4月以降、段階的に多様なサービスを整備していきます。

- i 「現行の介護予防訪問介護」及び「現行の介護予防通所介護」に相当するサービス
介護予防ケアマネジメントにより、専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして実施します。
- ii 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
人員基準の資格・人員配置に関する部分を緩和し、本市が実施する研修の修了者等が生活援助を提供するタイプです。
- iii 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
通所型サービスの利用が望ましいが、心身の状況等により利用拒否等がみられるような場合において、「PT、OT、栄養士、歯科衛生士」等により、居宅での相談・指導等を実施するサービスです。



=藤沢市介護予防・日常生活支援事業として平成28年10月から本市で実施するサービス

※通所型サービスA・B・C(多様なサービス)については、下記事業等との関係性を整理する中で、平成28年10月以降に新たに総合事業として展開できる仕組みを検討しています。

- ・「地域の縁側事業」…地域の縁側として誰もが気軽に立ち寄り、かつ、相談できる居場所づくりを進める事業です。
- ・「地域ささえあいセンター」…高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の機能を備えた地域福祉サービスの拠点施設です。

訪問サービスの検討(案)は次ページへ

【藤沢市】 訪問型サービス等〈H28.10時点〉（案） ※ 太枠部分が、H28年10月1日（総合事業開始）時点で整備を予定しているサービス

国の典型例		介護予防・生活支援サービス				市場サービス等
		現行の訪問介護相当 (国基準)		多様なサービス		
サービス種別		訪問介護Ⅰ	訪問介護Ⅱ	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体等による支援)	—
サービス内容等	提供内容	身体介護+生活援助	生活援助のみ	資格を持っていない者ができる生活援助 (買い物代行, 調理, 掃除等)	資格を有さない者ができる生活援助 (買い物代行, 電球交換, 調理等)	事業者等が定めるサービス内容
	サービスの従事者	訪問介護員	左記に同じ	事業所等に雇用契約により所属する次のいずれかに該当する者 ①市の研修を修了した者(高齢者等) ②有資格者(旧ホームヘルパー3級まで含む)は研修免除	有償ボランティア等	—
	サービスの提供の考え方	○現行の介護予防訪問介護と同様のサービスを提供する。 ○生活機能向上を図る目標を明確に定め、目標達成に資するサービスの提供を図る。 ○状態等を踏まえながら、訪問型サービス(多様なサービス)の利用を促進していくことが重要。		○人員基準を緩和し、資格を有さない者がサービスを行う。 ○現行の介護予防訪問介護と同程度のサービス内容(専門性を除く)を提供する。	○専門職を必要としない日常生活の支援を行う。 ○地域での互助を活かした支援サービスを行う。	—
利用者対象者	利用対象者	要支援者・事業対象者	左記に同じ	要支援者・事業対象者	要支援者・事業対象者	制限なし
	対象となるケース	①すでにサービスを利用しているケースで、サービス利用の継続が必要と認められるケース ②訪問介護員による専門的サービスが必要と認められるケース ・認知機能の低下等により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者 等	①すでにサービスを利用しているケースで、身体介護を特に必要としないが、訪問介護員による専門的サービスが必要なケース ②身体介護を特に必要としないが、生活援助において、訪問介護員による専門的サービスが必要なケース ・認知機能の低下等により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・ゴミ屋敷や社会と断絶している等、専門的支援を必要とする者 等	①平成28年10月1日以降、新たに要支援認定又は事業対象者となった者で、訪問介護Ⅰの②又は訪問介護Ⅱの②に該当しないケース ②すでにサービスを利用しているケースで、専門的サービスが必要としないケース	○訪問介護又は訪問型サービスほどのサービスを必要としないが、日常生活において、何らかの支援を必要とするケース	—
事業の実施方法	実施方法	指 定	指 定	指 定	補 助	—
	提供主体	指定事業者 (みなし指定等を受けている法人)	左記に同じ	指定事業者 (みなし指定等を受けている法人)	ボランティア団体 地域で活動する任意団体 等	民間事業者, シルバー人材センター, 地区ボランティアセンター, その他多様な主体による団体 等
	事業者の基準	予防給付の基準に準じた市の基準	左記に同じ	市独自基準 (個人情報保護, 事故発生時等の措置等の最低限等)	市独自基準 (個人情報保護, 事故発生時等の措置等の最低限等)	—
	事業者への支払方法等	国保連経由で審査・支払 〔報酬コード:A1〕	国保連経由で審査・支払 〔報酬コード:A2〕	国保連経由で審査・支払 〔報酬コード:A3〕	事業者へ直接支払 (運営経費の一部補助, 定額補助等)	—
利用方法等	利用回数等	≪月額定額制≫ 予防訪問介護費相当(Ⅲ)=週3回程度 予防訪問介護費相当(Ⅱ)=週2回程度 予防訪問介護費相当(Ⅰ)=週1回程度 (事業対象者=週1回程度)	≪月額定額制≫ 予防訪問介護費相当(Ⅲ)=週3回程度 予防訪問介護費相当(Ⅱ)=週2回程度 予防訪問介護費相当(Ⅰ)=週1回程度 (事業対象者=週1回程度)	≪1ヵ月あたりの回数制限≫ 要支援2 =原則8回まで 要支援1 =原則4回まで 事業対象者=原則4回まで	—	—
	利用者負担額	介護給付の利用者負担割合	左記に同じ	介護給付の利用者負担割合	団体等の支援主体が設定	自由価格
報酬単価等	報酬単価等	【予防訪問介護費相当(Ⅰ)における例】 国が示す単位(1,168)×100% (=12,661円/月) 1単位=10.84円	【予防訪問介護費相当(Ⅰ)における例】 訪問介護Ⅰの単位(1,168)×90% (11,392円/月) ※1単位=10.84円	パターン① 1回30分未満90~100単位 (1単位=10円) (=900~1,000円/1回) 利用者負担=90~100(180~200)円 パターン② 1回30分以上~60分未満180~200単位 (1単位=10円) (=1,800~2,000円/1回) 利用者負担=180~200(360~400)円	たとえば、利用者負担0円は利用者側も担い手側も支援しにくい場合もあるなどを考慮	自由価格
		(=3,165円/1回) 利用者負担=316円 (2割負担は632円)	(=2,848円/1回) 利用者負担=285円 (2割負担は570円)		参考:利用者負担=0~100円程度	
備考	○1つの事業所として、利用者のケアプランに応じて、請求コードを分けて請求する。		○今後、高齢者や主夫・主婦等の社会参加の場となるよう設定。 ○市の研修の内容・日程のほか、実施方法の検討を行っている。			

H28.10月は実施しない。
実施例(参考)

訪問介護Ⅱの説明

現行の介護予防訪問介護費については、「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分が一本化された月額報酬となっています。藤沢市では、生活援助のみを提供する場合の報酬は、「現行の介護予防訪問介護費(単位数)×90%」となります。※1単位は10,84円。

上記の考え方については、介護予防訪問介護のうち「身体介護を利用した場合の利用者負担」と「生活援助のみを利用した場合の利用者負担」との公平性を改めて検討し、身体介護相当分を約10%とみなして、報酬単価を設定するものです。

*** 参考 ***

①国の現行の報酬単価である訪問介護費における身体介護(要介護1～5)に対する生活援助の報酬割合は約58%となっています。

→身体介護(30分以上1時間未満)388単位：生活援助(45分以上)225単位 = 100：58

・・・参考①に対する藤沢市の考え方・・・

訪問介護と介護予防訪問介護に占める生活援助の割合が異なるため、介護予防訪問介護において、上記身体介護(要介護1～5)に対する生活援助の報酬割合(約58%)をそのまま当てはめることはできないと考えます。

②「平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査・予防サービスの提供に関する実態調査(結果概要)」及び平成26年度に藤沢市内地域包括支援センターの協力を得て実施した介護予防ケアマネジメント調査

・・・参考②に対する藤沢市の考え方・・・

「平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査・予防サービスの提供に関する実態調査(結果概要)」から、生活援助のみを利用(提供)している割合が8割以上を占めており、藤沢市内の調査では介護予防訪問介護を利用している要支援認定者のうち、身体介護を利用している要支援認定者が1割未満という調査結果であったことから、単純に身体介護相当分を報酬から減らすのではなく、引き下げ率を10%とし、事業所の経営にも影響が少なくなるよう配慮した減少率としています。

緩和した基準による訪問型サービスAの説明

藤沢市では、訪問型サービスにおける人員基準の資格に関する部分を緩和して、資格を持っていない方(高齢者や主婦・主夫等)でも参加できる場となるように、市が実施する研修の要件を設けた上でサービス提供可能な訪問サービスの形態(生活援助のみ)を検討しています。

参入可能な事業者は、平成28年10月の事業開始時までには介護予防訪問介護事業所の指定を受けた事業所とし、同事業を既存の事業所と一体的に運営することで、利用者にとっては身体状況等が変化しても同じ事業所の利用が可能となることや事業所にとってはより地域に根ざしたサービス提供が可能となるなどの地域づくりにつながる運営が可能になるものと考えます。

そのことを踏まえ、無理なく事業所運営を行えるように緩和する人員基準については以下のとおりとします。

	現行の訪問介護相当サービス	緩和した基準によるサービス(案)
人員基準	<p>★管理者 常勤・専従1以上</p> <p>★サービス提供責任者 ※常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可) 【資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>★訪問介護員等 常勤換算2.5以上(資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)</p>	<p>★管理者・緩和型サービス提供責任者(1人以上) 一体型で運営している場合かつ、業務に支障がない場合に限り、現行の訪問介護相当サービス事業所の基準を満たしていれば、当該サービスの基準を満たしているとみなされます。 ※一体型の場合、サービス提供責任者の数は事業所利用者の合計数で必要数を計算します。</p> <p>★従事者 1人以上必要数 ※従事者とは訪問サービスの従事者として、雇用契約(有償ボランティアとの契約)により事業所に所属する①・②に該当する者 ①市の研修を修了した者(高齢者や主婦・主夫等) ②有資格者(訪問介護員等の資格要件に加え、旧ホームヘルパー3級)</p>

また、緩和した基準による訪問型サービスAの提供にあたり、市の研修を修了した者を従事者とする場合は、研修修了者に採用面接を行い、各事業所運営法人と雇用契約(もしくは有償ボランティアとの契約)を締結していただく必要があります。

多様なサービス提供主体による生活支援という側面から、報酬単価についてはより住民主体(ボランティア)の生活支援に近い単価設定(1,800～2,000円)を検討しています。そのため、雇用契約もしくは有償ボランティアとの契約といった選択可能な契約方法により事業所運営に支障がないような報酬単価の設定を考えているので、別紙アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

今後のスケジュール(案)

平成27年度

11月 8日 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業(平成28年10月移行当初)の概要(案)説明会

11月20日 訪問介護事業所の参入意向調査アンケートの回収

3月下旬 訪問型サービス事業所向け説明会(事業者指定関係・請求方法・サービスコード等)

平成28年度

5月下旬～ 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業(平成28年10月移行当初)の概要説明会

(介護予防ケアマネジメント・訪問型サービス・通所型サービス等の詳細)

介護予防ケアマネジメントに関する説明会

地域の担い手(従事者)養成研修の案内 等

問3-1. 問3で「興味・関心がある」とお答えの方に伺います。貴社・貴団体が高齢者を対象とした事業に興味・関心をもつのはどのような理由ですか。

下記の中からあてはまるものをすべて選んでください。

- 利用者サービスの向上のため
- 事業の多角化のため
- 自社、組織の持つ技術やノウハウが活用できるから
- 社会的な使命が強い分野であるから
- 法人の今後の運営方針等と合致するから
- その他（具体的にご記入ください： _____）

事業所の利用状況・人員配置状況等について伺います。

【平成27年8月サービス提供の実績を教えてください。】

問4. 貴事業所における（介護予防）訪問介護の利用者数（実人数）を教えてください。

要介護1～5 _____人 要支援2 _____人 要支援1 _____人

問5. 貴事業所におけるサービス提供責任者の配置数及び兼務状況について教えてください。

サービス提供責任者を何人配置していますか。 _____人

- 管理者の兼務している
- 管理者と兼務していない

問6. 現在の従業者でさらに利用者を受け入れることが可能な人数を教えてください。

- 要支援1利用者 _____人程度
- 受け入れることは難しい

問7. 要支援認定者へのサービス提供における身体介護と生活援助の利用者数を教えてください。

身体介護のみ利用の方 _____人 生活援助のみ利用の方 _____人

身体介護と生活援助の両方を利用の方 _____人

サービス提供時において、貴事業所で特に配慮して行っていることを伺います。

問8. 要支援認定者(要介護1～5を除く)に生活援助を提供するにあたり、提供内容によって特段の注意を払っているサービスはありますか。

- ある
- ない

問8-1. 問8で「ある」とお答えの方に伺います。特段の注意を払っているサービスの種類とその際の注意点について、下記の中からあてはまるものをすべて選んでください。

- 買い物 薬の受け取り 調理 掃除 洗濯
- その他（ _____ ）

注意点

例 買い物・・・加工食材はメーカー等のこだわりが強い場合があるので、サービス提供前には利用者・家族への聞き取りをよくしておく。 など

貴事業所の従業者の状況について伺います。

問9. 貴事業所における現在の状況は、利用者のサービスニーズに対して介護従事者の不足を感じていますか。

- 感じていない 少し感じている 大いに感じている

問9-1. 問9で「少し感じている」・「大いに感じている」とお答えの方に伺います。「緩和した基準による訪問型サービスA」へ参入することは事業の担い手の拡大につながると思いますか。

- 思わない 思う 大いに思う

同封の別紙概要（案）の内容に関してのご意見を伺います。

【補足説明】 別紙概要（案）の「緩和した基準による訪問型サービスA」を利用する前提は、同サービスを利用する対象者は介護予防ケアマネジメントを行うことで現行相当の専門的なサービスを必要としない要支援認定者もしくは、事業対象者になると想定しています。たとえば、介護予防ケアマネジメントを行う中で複数の生活援助内容が必要な〇〇さんについては「現行の訪問介護相当のサービス」を選択し、掃除のみ必要な△△さんには「緩和した基準による訪問型サービスA」を選択するといったことが考えられます。「緩和した基準による訪問型サービスA」について「1ヶ月あたりの利用回数制限を設けていること」と「利用回ごと（1回あたり）で報酬単価を設定していること」の理由は、現行相当の専門的なサービスを必要としない比較的軽度の利用者像を想定しているためです。

また、報酬単価（1,800円～2,000円）について、従事者（社会参加意欲の高い元気な高齢者や主婦・主夫等）と事業所が契約をすることを前提に、雇用者（もしくは有償ボランティア）と契約するため神奈川県内における最低賃金程度（有償ボランティアは別に設定）の人件費や交通費、その他に安全衛生に関する費用（健康診断等）、雇用者（有償ボランティア）が安心して働けるための保険費用等を考慮すると1,800円が事業所における採算の分岐点と考えています。1回あたりのサービス提供時間についても2つのパターン（30分未満と30分以上～60分未満）を設定し、比較的時間にとらわれることなく、事業者からは提供しやすく・利用者からは利用しやすいものとなるように検討しています。

問10. 貴事業所が「緩和した基準による訪問型サービスA」に「～があったら参入しやすい」と想定できるものはありますか。

- ある ない 想像がつかない

問10-1. 問10で「ある」とお答えの方に伺います。それはどのようなものですか。

例 従業者として登録制によるボランティアを想定しているため、ボランティアがサービス提供後にすぐに記載できるようなサービス提供記録のひな形があるとよい。 など

問11. 貴事業所は報酬単価がいくらなら、「緩和した基準による訪問型サービスA」に参入することが可能ですか。

- 1,600円以下（_____円） 1,700円
 1,800円（藤沢市が検討している報酬単価）
 1,900円 2,000円
 2,100円以上（_____円）

※1,900円以上を選択した場合はその理由と積算根拠をご記載ください。

理由と積算根拠

問12. 貴事業所のある地域等で「緩和した基準による訪問型サービスA」における担い手になっていただけそうな方をご存じですか。

知っている 心当たりがある 知らない

問12-1. 問12で「知らない」とお答えの方に伺います。担い手の方が市の実施する研修を修了後、貴事業所と契約をするまでの過程で何かしらのコーディネートが必要ですか。

必要である 必要ない

問12-2. 問12-1で「必要である」とお答えの方に伺います。コーディネート内容についての具体的な提案があればご記入ください。

【例】訪問型サービスA事業所一覧表の提示、訪問型サービスA事業所による研修修了者のための合同説明会の開催（事業所からの採用説明会みたいなもの） など

「介護予防・生活支援サービス事業」への参入意向と具体的な計画について伺います。

問13. 「介護予防・生活支援サービス事業」について、現時点の貴法人の参入意向のお考えをお聞かせください。下記のそれぞれのサービス類型につき、事業参入できる（事業参入を計画している）ものをすべて選んでいただき、事業実施に向けた取り組み状況等についてご記入ください。

① 現行の訪問介護相当事業

要支援者等の自宅を訪問介護員（有資格者）が訪問し、要支援者等に対して、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行うもの

参入できる 参入を計画している 参入しない

事業実施に向けた取り組み状況

② 緩和した基準による訪問型サービスA

要支援者等の自宅を雇用労働者や有償ボランティア（藤沢市の研修を修了した者）が訪問し、要支援者等に対して、掃除、洗濯等（生活援助のみ）の日常生活上の支援を行うもの

参入できる 参入を計画している 参入しない

事業実施に向けた取り組み状況

質問項目は以上です。アンケート調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。同封の返信用封筒へ入れ、**11月20日（金）**までに投函してください。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業に関するアンケート調査票」の内容について、ご不明な点や質問等ございましたら下記の担当者までお問い合わせください。

<問い合わせ先> 藤沢市役所 介護保険課 総務給付担当 斎藤（秀）・齊藤（文）まで
電話：0466-50-3527 FAX：0466-23-5174